

補助金メニュー一覧

平成31年4月1日現在

カテゴリ： 学校

No.	種類	分類	補助金名	担当課	メニュー	補助率	補助対象経費	補助対象者	備考
1	補助金	学校	給食費補助金	教育課		食材費の概ね3割程度	学校給食会が提供する給食の食材費	美郷町学校給食会	
2	給付金	学校	小・中学校児童生徒通学費支給	教育課	2km以上3km未満	16,000円		小学校通学（徒歩通学距離として）	
					3km以上4km未満	18,000円			
					4km以上	20,000円			
					4km以上5km未満	20,000円		中学校通学（徒歩・自転車通学距離）	
					5km以上6km未満	22,000円			
					6km以上7km未満	24,000円			
					7km以上8km未満	26,000円			
					8km以上9km未満	28,000円			
					9km以上10km未満	30,000円			
					10km以上	32,000円			
3	奨学金	学校	ふるさと定住奨学金	教育課	高等学校又はこれと同程度の学校	30,000円/月額	在学期間中の経費 ※原則返還の必要なし（備考に例外を記載）	次のいずれにも該当する者 ①本人又はその保護者が、美郷町に住所を有していること。 ②学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める高等学校、中等教育学校(ただし、後期課程に限る。)、特別支援学校(ただし、高等部に限る。)、大学、高等専門学校若しくは同法第124条に定める専修学校若しくは同法第134条に定める各種学校又は海外における高等学校、大学若しくはこれに準ずる学校に在学していること。 ③心身ともに健康で修学に耐え得ること。 ④卒業後、美郷町に定住する意思があること。 ⑤奨学生の保護者及び当該世帯に、本町の町税等の滞納がないこと。	奨学生が次のいずれかに該当する場合は、奨学金の返還が必要。 ①給付終了後5年以内に美郷町に定住しないとき。 ②給付終了後、美郷町に居住してから5年以内に転出したとき。 ③虚偽の申請によって給付を受けたとき。 ④その他教育長が返還するのが適当と認めたとき。
					短大・専修学校	40,000円/月額			
					大学・大学院	50,000円/月額			